

パブリックコメントに対する市の考え方について

【実施期間】 令和5年12月20日（水曜）～令和6年1月10日（水曜）

【意見数】 提出者10名（直接持参2名、意見投函箱1名、電子申請7名）、意見数30件

No	意見分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
1	全体	-	<p>パブリックコメントを募集するにあたり、その期間はどのように決めるのか。12月から1月にかけて、7件のパブリックコメント及び2件の意見募集がある。その中で、この福祉計画に関するパブリックコメント募集期間が一番、短い。長いものでは1か月あるものが多い中で、なぜ福祉計画は20日間のみなのか。しかも年末年始という市役所ははじめ公的施設がの期間ははさんで、である。そもそも障がい当事者にとって、このようなパブコメ募集を通じて意見を出すことが難しいことも考えられる。もっと十分な期間を設けるべきだと思う。また、障害者団体や支援・サポート団体、事業所などから情報を得られるような工夫も必要ではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。パブリックコメントの期間については、多摩市自治基本条例施行規則において、15日以上とすることが規定されています。その中で、今回、計画策定のスケジュール（地域自立支援協議会、庁内会議等の日程等）を踏まえ、22日の期間で設定しております。今後、パブリックコメントを実施する上で参考とさせていただきます。</p>
2	全体	-	<p>募集方法について、以前、市の差別解消条例に関するパブリックコメントとして、点字版や音訳版などがあればよいと意見を出した。それに対し、「用意していないが配慮が必要な場合は障害福祉課に問合せしてもらうようにしていた」とのコメントだった。しかし、今回の福祉計画に関するパブリックコメント募集に際し、実施要領にそのような「配慮があること」には全く触れていない。配慮があることが分からなければ、諦めてしまう人もいると思う。また、実際にどのような「配慮」が用意されているのかも明らかにすべき。また、相変わらず、差別解消条例に関するパブコメで、聴覚障害者へのけていることを指摘したところ、「ラクシミリ送信後の確認方法を見直す」とのコメントだった。なぜ、改善されていないのか。パブコメとして出された意見について、すべてすぐに対応することが難しいのは理解できる。しかし、検討する、見直す、などのコメントを出したのであれば、その後、きちんと対応を進めてもらわなければ市政に対する信頼が損なわれる。そのような姿勢では、市が障がい者からの要望に対して合理的配慮ができるかどうかさえ疑わしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本パブリックコメントにおいては、時間的な制約があることから、点字版・音訳版の資料の作成はしておりませんが、今回から聴覚障がいのある方にも回答がしやすいように電子入力システムからの回答も可能とするなど見直しを行っております。なお、「福祉に関するアンケート」や本計画の最終版については、点字版・音訳版の作成をする予定となっております。</p>

No	分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
3	全体	-	パブリックコメントについてルビをつけて下さい。おねがいます。	ご意見ありがとうございます。パブリックコメントの資料について、概要版や意見提出用紙についてはルビありとしておりましたが、本編につき、ルビあり版の添付がなく失礼いたしました。今後、本計画の最終版や福祉に関するアンケートについては、ルビあり版を作成・公表いたします。
4	1-2 計画 の目的・ 根拠法令	P1	第1章（1-2）に計画の根拠法令が挙げられている。しかし、世界では障害者権利条約の考え方のもとに障害者福祉を進める国が増えていると思う。もちろん、日本もこの条約を批准し、さらに昨年には建設的対話、勧告と、条約の理念を政策に反映させることが求められている。国際条約は法律の上位でもある。多摩市という自治体の条例や計画（施策）を建てたり進めたりするうえでも、条約の理念に基づくべき。特に、障害者権利条約では、障害の社会モデルや、日本でいうところの障害手帳の保持にとられない考え方（政策や施策等）が明記されている。多摩市の障がい者福祉計画は、法律のみならず、国連障害者権利条約も根拠としたものにしてはどうか。	ご意見ありがとうございます。本計画は、P1に記載のとおり、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法を根拠法令とするものです。障害者権利条約については、基本理念（P34）において「障害者権利条約に基づき、障害は障がい者の個人の責任ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方に立ち、障がい者が暮らしやすいまちを目指しています。」等の記載を通じ、計画策定における基本的な考え方としています。
5	2-3 福祉に 関する アンケート 調査の結果	P17	2-3福祉に関するアンケート調査について。回答率が35%余りしかない。半数にも達しないのでは、障害当事者の声をきちんと聞いているとは言えないのではないか。また、回答者の内訳があるが、それぞれの障害者特性格別の年齢構成が挙げられているのみで、全体に占める障害者特性格別の割合が分からない。その内訳を示してほしい。また障害者特性格別に回答率に有意な差がある可能性もある。そこも分析すべきではないか。	ご意見ありがとうございます。障害者特性格別の回答についてはP18に記載しており、全体の回答（1,417人）のうち身体障害をお持ちの方が約半数（714人）という結果となっております。例年、このアンケート調査を実施する際に、今後の施策に反映するため、どのような生活状況にあり、市に求める施策はどのようなものなのか、設問はできるだけわかりやすく、多くしすぎないなどの検討を加えております。また、今回から新たに電子入力フォームによる回答を可能とするなど、回答率を上げるために取り組んできたところではありますが、回答率はお示ししたとおりです。回答率を高くするためどのような工夫・改善ができるのか、多摩市地域自立支援協議会でもご意見を伺いつつ、他自治体の実施状況も参考にしながら、検討してまいります。

No	分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
6	3-1 これまでの取組状況	P28	<p>P28 これまでの施策6として「心つなぐ・はんどぶっく」の作成があげられている。良いことだとは思いますが、最初に作ったのが確か平成29年で、それ以降、ほとんど内容が変わっていない。その間、障害者を取り巻く情勢は変化し、条約、法律、条令等ができたり改訂されたりしている。それを踏まえて一度、思い切った見直しをするべきだと思う。そのためには、改めて障がい当事者の声を聞く必要がある。その際は、一部の限られた障害者団体のみならず、広く意見を募集してもらいたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。平成29年に作成した「心つなぐ・はんどぶっく」については、多摩市差別解消条例の制定を踏まえ、令和4年3月に改訂版を発行しています。この改訂版においては、新たな内容として、多摩市差別解消条例の概要、障害特性や場面ごとに必要となる配慮やサポート、コロナ禍で必要な配慮などを記載しています。また、令和5年3月には、この冊子の「わかりやすい版」を発行し、さらなる障害理解・差別解消の取組を進めています。これらの冊子の作成にあたっては、多摩市にお住まいの障がい当事者、支援者等からの意見を参考にさせていただいています。今後とも障がい者を取り巻く環境変化に応じ、必要に応じて見直しを行ってまいります。</p>
7	3-2 現状と課題	P31	<p>P31 (4) わかりやすい情報提供・情報発信、アクセシビリティの向上について。○1つめで、福祉関連の情報が「どこにあるかわからない」という当事者の声が挙げられている。福祉行政は「申請主義」と言われ、自分で探して見つけ、自分で調べなければ、助成や手当、支援に結びつかないのが現状。アンケートで出た声を受け止め、改善してほしい。ITなどの技術で生活が便利になる障害者もいれば、使いこなすことができず取り残される障害者もいると思う。市の努力は必須（それが情報アクセシビリティ条例）。また、「わかりやすい情報提供（がない）」として、わかりやすく表現されたもの、ふりがなを振ったもの、が挙げられている。どちらも文章として表されたものについてだと思われる。それ以外に、「福祉のしおり」の内容などを動画配信（当然、手話・字幕をつけて）するなど検討してはどうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。「福祉に関するアンケート調査」でも福祉関連の情報の入手にお困りの方が多いという結果がでています。いただいたご意見について、障がいのある方が必要なサービスや支援を受けたり、社会参加につなげられるよう、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
8	3-2 現状と課題	P31	<p>P31 (4) ○2つめ。肝心なのは、すべての市民が等しく同時に情報を受け取れるようにすること。そのためには、例えば市が主催する講演会、説明会などにはすべて手話通訳および要約筆記をつけてもらいたい。現状、完全とは言えないうえ、手話通訳がついていても要約筆記がつかないことも多い。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。市の主催事業に手話通訳者・要約筆記者を派遣することについては、庁内掲示板等により職員へ周知を行っています。事業の形態（講演会なのか、メッセージ動画なのか等）や会場内のスペース等の制約により派遣できないこともありますが、引き続き情報保障の充実に向け、庁内周知に取り組んでまいります。</p>

No	分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
9	4-4 施策の展開	P38	<p>P38 4-4 施策の展開 施策1(4)について。障がい者・児童支援を行う人材の確保・育成として「自立支援サポーター支援制度」「手話通訳者」「ガイドヘルパー」が挙げられている。それ以外にも人材不足に悩んでいる事業は多くあると思うが、なぜ、それら3つだけが、周知、研修、育成などの対象として計画に明記されるのか。例えば意思疎通支援事業について言えば、要約筆記者の人数が不足、育成も研修も十分とは言えない。失語症会話パートナーもしかり。しっかりと予算をつけ、取り組みをお願いしたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた、施策1(4)の記載について、「手話通訳者」を「意思疎通支援事業(手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、失語症会話パートナー派遣)に変更します。</p>
10	4-4 施策の展開	P39	<p>P39(5)権利擁護の推進について。「福祉サービス利用援助事業」というのは、社協権利擁護センターのやっている「生活支援員」制度を指していると思うが、支援員は多いとはいえない活動費で責任のある仕事をしている。人数も十分ではないのか。利用者やその親族に啓発する一方で、支援員の確保・育成も行ってほしい。またそのことを計画にも記載してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。施策1(5)「権利擁護の推進」に記載の「福祉サービス利用援助事業」では、多摩市社会福祉協議会において、利用ニーズに対応できるよう、年5回生活支援員の募集を行うとともに、生活支援員の確保・育成に向け研修等を実施しております。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
11	4-4 施策の展開	P42	<p>42頁に「また、発達障がいやその心配のある児童を持つ保護者同士が交流できる場の提供」とあります。「発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱」(厚労省通知の別紙)には、「③ピアサポート推進事業 発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。」とあり、保護者のみならず「兄弟同士」のピアサポート支援について言及されています。多摩市においても、きょうだい同士のピアサポート支援及びピアサポート支援のファシリテーター養成を、地域の支援団体と協同して行う方針を立てるのはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。発達支援へのニーズが増加・多様化する中で、本人への支援だけでなく保護者・きょうだいへのサポートも重要になってきていることはご指摘のとおりです。そのような背景から、多摩市では令和3年度より発達障害や発達に遅れのある子を持つ保護者同士で交流できる場である「親の会」を運営しています。「親の会」では、保護者やきょうだいの悩み等が話し合われており、ペアレントメンター等子育ての先輩にも参加いただきながらサポートをしてもらっています。今年度が3年目となり、会の運営に関するノウハウも蓄積されてきたため、今年度からは発達支援室へ相談の方以外でも「親の会」に参加できるように対象を拡大したところです。引き続き本人やそのきょうだいへの支援の充実を図ってまいります。</p>

No	ご意見 分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
12	4-4 施策の 展開	P47	<p>「多摩市障がい者(児)福祉計画」に関するパブリックコメント「聴覚情報処理障害 (APD)」を、世間知ってほしいので、市報で取り上げて欲しい。最近、APDの診断を病院で受けた者です。APDは障害なのですが、障がい者手帳などの認定には当たらず、世の中にまだまだ知られていない障害です。今後広く周知される事により、診断の出来る病院や発達障害窓口との連携・対処方法、障がい者認定が受けられるようになる等、広まって欲しいと思っています。私自身も最近わかったばかりで周知活動にも参加してませんが、熱心に活動をされている方がいますので、参考にそちらのリンクを貼らせていただきます。問い合わせ窓口もありますので、多摩市民ではないですが取材協力にに応じてくださると思います。ご検討よろしくお願いたします。★APD当事者会 APS https://apd-peer.jimdoofree.com/ ★聴覚情報処理障害 (APD) ってなに? https://apd-mark.com/what-is-apd/index.html</p>	<p>ご意見ありがとうございます。「聴覚情報処理障害 (APD)」の周知に係るご意見について、今後、施策6 (1) 差別解消及び障害理解、啓発の取組の取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
13	4-4 施策の 展開	P47	<p>統計上からも精神障がい者の増加が自立つことがわかる。それも18歳～64歳の年齢が多いということ。そこでP47施策6 (1) の部分に次のことを追加してほしい。 「研修や出前授業の中に高校も含めてほしい」これについては東京都発行の「こころの健康だより」R5.10月号に特集が組まれているので参考にさせていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。施策6 (1) 差別解消・障害理解に係る出前授業は、主に市立小・中学校を対象として実施することを想定しております。高校を対象として実施することについては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
14	4-4 施策の 展開	P47	<p>P47施策6 (1) 差別解消及び障害理解、啓発の取組みの推進について、市民や事業所、教育現場などでの取り組みに率先して、市として市内一丸で取り組んでいく姿勢が求められると思う。計画にはそのこと(差別解消のために市が率先して取り組んでいく、という文言)を盛り込むべき。市職員研修、とあるが、在職中に数回の研修を受講するだけでなく、市や障がい者団体等が開催する講座、講演、シンポジウム等に積極的に参加し、それが研修として認められるなどの仕組みはあるのだろうか。また、市職員というのは正職員のことだけではない。非常勤職員や臨時職員の中には、窓口対応等、より一層、障害理解が必要な職務もあると思う。それらの人々に対する研修はあるのだろうか。あるなら、より充実したものにしてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ・施策6 (1) 差別解消及び障害理解、啓発の取組については、市として、条例や職員対応要領に基づき、全庁的に取組を進めております。取組の推進に当たっては、市単独でなく、市民・事業所の皆様とともに進めていく必要があるものと考えていることから、「市が率先して取り組む」といった記載はしておりません。 ・差別解消・障害理解に関する市職員への研修・啓発については、職員対応要領において、全職員(会計年度任用職員を含む)に対し、必要な取組を実施するものと規定しています。令和4年1月には、会計年度任用職員も含む全職員を対象としたオンライン説明会(条例の概要、合理的配慮のポイント等)を実施する等により取り組んでいます。いただいた研修の実施内容に関するご意見については、今後取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>

No	分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
15	4-4 施策の展開	P47	P47施策6（2）わかりやすい情報の提供の推進、について。障害福祉課を中心に窓口での筆談や手話通訳対応ができる、とあるが、まず筆談は全庁（出先機関も含んで）で対応できるのが当然。わざわざ特定の部署（障害福祉課）をあげる必要はないし、あげることで筆談が特別な対応のように扱われるのはおかしい。また、手話通訳対応、というのは具体的にどのようなものか。通訳が待機しているのか。遠隔通訳サービスの利用であれば、これもまた、障害福祉課を中心、と記載するのはおかしいのではないか。	ご意見ありがとうございます。施策6（2）については、わかりやすい情報の提供に向け、障害福祉課が中心となり、全庁をあげて推進していくという趣旨で記載しております。
16	4-4 施策の展開	P47	施策6（2）によりよく図書館が登場します。地域自立支援協議会の中にも図書館関係者を加えてほしい。	ご意見ありがとうございます。委員の選定に係るご意見について、今後の参考とさせていただきます。
17	4-4 施策の展開	P47	P47. 施策6（1）で、「(仮称)多摩市手話言語条例の制定に向けた取組みを進める」とあるが、言語条例制定に向けてのスケジュールでは、今年(令和6年)12月には議会に付議し制定される予定とある(HPにも言語条例検討会の資料として掲載)。今回の障がい者(児)福祉計画の期間中には制定されることを見込んでいるなら、「制定に向けた取組みを進める」という記載はそぐわないのではないか。また、計画や施策の目的は条例の制定そのものではなく、その条例のめざす理念を実現することだと思ふ。今回の計画には「(仮称)多摩市手話言語条例を制定し、手話へのより一層の理解や普及に向けて取り組んでいく」という文言にしてはどうか。	ご意見ありがとうございます。「(仮称)多摩市手話言語条例」については、多摩市手話言語条例検討委員会等により、現在制定に向けた検討を進めております。併せて、制定後の取組なども検討していく予定となっておりますが、今後の取組の参考にさせていただきます。
18	4-4 施策の展開	P48	障害福祉計画を立案する際の委員会に、失語症に関連した人が入っていないようです。現在多摩市では失語症者に向けて失語症会話パートナーの団体派遣を行っています。失語症は他の障害に比べると複雑な障害です。委員の中に失語症をよく知っている人が必要なのではないかと思ひます。又「多摩市災害時要援護者避難支援計画平成23年8月」を拝見しました。失語症者のことが触れられていません。第1章③計画の対象者の考え方(範囲)第2章 避難支援体制 第4章 情報伝達等②情報伝達ルート(2) 情報伝達手段にも資格障がい者、聴覚障がいの記載があるのみで失語症等言語障がい者への配慮がなされていません。以上はほんの一例ですが、是非ご配慮をお願いしたいと思ひます。尚当冊子には【参考】として日本赤十字社の「災害時要援護者対策ガイドライン」には身体障がい者の範疇で視覚障がい者、聴覚障がい者の次に言語	ご意見ありがとうございます。 ・地域自立支援協議会の委員については、様々な特性のある障がい当事者の選定に努めております。令和5年度からは障がい当事者の委員を3名増員し、より多角的な視点からご意見をいただいております。委員の選定に係るご意見について、今後の参考とさせていただきます。 ・施策6（4）「防災対策の推進」に記載の「災害時要援護者防災行動マニュアル」の中では、失語症者を含む「ことばによるコミュニケーションが困難な人への配慮」について記載しており、今後とも様々な特性のある方への支援体制の構築を進めてまいります。

No	分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
			障がい者の記載があります。第7期障害福祉計画とは別のことも併記してお願いしてしまいました。申し訳ありません。どうぞよろしくお願い申し上げます。	
19	4-4 施策の展開	P48	P48(3)ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進、では「都市計画部門と連携して、誰もが安心して暮らせる環境を確保するため、まちのバリアの解消や、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します」とあるが、例えば、障害者が利用する総合福祉センター送迎バスの不便さについて市に改善を求めたくても、どこが窓口になるのかわかりにくい。障害福祉課に話をもっていったところ、それは道路交通課だと 門前払いされたとのこと。福祉計画に担当課を複数、挙げるのであれば相談者をたらい回しにするのではなく、庁内で連携、相談、検討したうえで相談者に対応してもらいたい。また、計画には単に担当課名を列挙するだけでなく、どのように連携するのも記載してほしい。	ご意見ありがとうございます。 ・このたびは、障害福祉課から担当窓口への引継ぎに不備があり、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。今後、担当窓口へおつなぎする際には、そのようなことがないよう対応の改善に努めてまいります。 ・担当窓口については、原則として、市公式ホームページ等で記載している課(室)等が窓口になりますが、判断に迷われる場合には、お手数ですが、今後とも障害福祉課までご相談いただければと思います。 ・施策1(3)関係機関、情報共有による総合的支援にも記載のとおり、計画の推進に当たっては、関係機関と適切に情報共有・連携を密に行いながら、取組を進めてまいります。
20	4-4 施策の展開	P48	P48施策6(4)防災対策の推進について、2段落目に「福祉避難所の拡充を検討します」とあるが、拡充は必須だと思う。「検討する」ではなく、「福祉避難所を拡充します」と明記し、実現すべきではないか。また、この項目には、当事者の声を聞く、当事者とともに行動するという視点が欠けているように感じる。避難所を作るだけでなく、障害を持つ人が参加する避難訓練なども実施してほしい。すでに実施しているならより充実させ、周知してほしい。もう1つ、担当課と障害者団体とで定期的に懇談会をもち、防災対策を協議してはどうか。その際は、自立支援協議会等ですでに計画策定にかかわる団体だけではなく、今まで声を聞く機会がなかった団体や障害種別の人たちの忘れられないほしい。	ご意見ありがとうございます。施策6(4)防災対策の推進については、「福祉に関するアンケート」、「計画策定に係る事業所アンケート」、地域自立支援協議会等において、要配慮者への情報伝達や災害時の避難など多くの意見をいただいております。いただいたご意見につきましても、担当課である、防災安全課と連携し、今後の取組の参考とさせていただきます。
21	4-4 施策の展開	P48	P47施策6(6)インフォーマル活動への支援に関し、担当課として障害福祉課、福祉総務課、公民館の3つだけがあげられている。しかし、例えばコミュニティセンター、コミュニティ会館なども地域住民が集まる場であり、そこを利用する市民団体がたくさんある。障がい者・児の見守りや交流の担い手もいるだろうし、働きかけによって見つかると思う。また児童館なども同様で、子どもの時から障害の有無に関わらず交流し、理解を深める場となるだろう。インクルーシブ社会、インクルーシブ教育を	ご意見ありがとうございます。 「施策の方向性」の担当課については、計画の達成状況の評価・点検を行うことを想定し、主な担当課を記載しています。施策6(6)を進める上では、3課(障害福祉課、福祉総務課、公民館)だけでなく、必要に応じて他課との情報共有・連携を図ってまいります。

No	分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
			進めるためにも、もっと多くの部署が連携するべきだと思う。	
22	5-1 国の基本方針に基づく成果目標	P57, 58	<p>医療的ケア児、重度訪問介護について 介護福祉士や実務者研修修了したひとりでが、喀痰吸引、経管栄養を行うためには実地研修を受ける必要があります。年に1回でも、市内で1号研修を実地していただけたら多くの人材を確保出来ると思います。</p> <p>発達障害児への支援について 市内で療育を受けるために島田療育センターに行く必要がありますが、あまりに市の端っこにあるため継続して通う事がとても大変です。月に2,3回を3年間、往復14キロを自転車を通いました。バスもありますが、島田療育センター最寄りのバス停から多動の子どもを連れて歩く危険性。そもそもバスでもうるさくしてしまう。バスも乗換が必要、等、通い続ける事に努力が必要すぎるのです。せめて島田療育センターの目の前にバス停を作る、タクシーチケットを出す、市の真ん中辺りに公的療育の機会を得られる場所を作るなど、何かしらの対策が欲しいです。子どもにも平等に療育の機会を与えてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を養成する研修については、現在、東京都を中心に実施しておりますので、市としては研修の周知など連携できる取組があれば、協力してまいります。</p> <p>また、障がい児支援体制の整備については、本市の発達支援室や市内の児童発達支援センター（島田療育センター）を中心として、地域全体で子どもたちの健やかな成長を後押しできる発達支援体制の構築に向けて検討を進めてまいります。</p>
23	5-1 国の基本方針に基づく成果目標	P58, 59 ほか	<p>【1点目】家族という言葉が何か所か出てきますが、家族の定義の中に「きょうだい」が入っている計画になっているとは読み取れませんでした。7頁に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年6月施行）が紹介されていますが、厚労省通知では、(7) 医療的ケア児等とその家族への支援 医療的ケア児等とその家族が日中に安心して過ごせる場所の提供や開拓など居場所作り等の支援を行う。例えば、以下のようなことが想定される。・医療的ケア児のきょうだい児(以下「きょうだい児」という。)への課題を把握し、きょうだい児の自己肯定感を高める支援の実施。ときょうだいにも言及しています。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc6606&dataType=1&pageNo=1 75 頁にある保護者を対象としたペアレントプログラムは、「発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱」（厚労省通知の別紙）を念頭に計画をされたかと推察しますが、そこには、「③ ピアサポート推進事業 発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。」と、きょうだいにも言及しています。さらに、親亡き後の生活を考えるにあたって、心の準備がないままにきょうだいに責任が降りかからないように、あるいは</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>【1点目】 医療的ケア児及びその家族の支援体制の検討にあたっては、医療的ケア児のきょうだい児への支援についても検討を行ってまいります。</p> <p>また、発達支援へのニーズが増加・多様化する中で、本人への支援だけでなく保護者・きょうだいへのサポートも重要になってきていることはご指摘のとおりです。多摩市では平成26年から令和2年まで「ペアレントトレーニング」を実施してきましたが、より地域に普及させていくために令和3年度からは「ペアレントプログラム」として実施し、保護者への支援を行っています。引き続き本人やそのきょうだいへの支援の充実を図ってまいります。</p> <p>【2点目】 ご指摘を踏まえ、障がい者自立生活サポーター登録者数の目標値を新たに設定することといたします。</p>

No	ご意見 分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
			<p>関わろうとしているきょうだいの気持ちをそぐような言動・行動を施設や行政がしないように、きょうだいも視野に入れた施策を検討するとよいのではないかと思います。事業所アンケート調査の結果の「③障害福祉施策に関する市への意見や、今後進めるべき取組等について」の最後に「障がい者の高齢化、親亡き後の不安など、家族支援を含めた一元的な相談支援体制が必要である。」とあります(26頁)。また、第3章 現状と課題で精神障がい者及びその家族等に対して必要な支援策について検討を進めました。とあります(27頁)。4-3 計画の体系の「3 障がい児支援体制の整備」の5に「保護者・家族への支援の実施」、「4 生活への支援の充実」の3に高齢化、親亡き後への「生活への支援体制の構築」とあります(36頁)。「施策3 障がい児支援体制の整備」に「保護者・家族への実施」があります(42頁)。「施策4 生活への支援の充実」の3番目に「高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築」があります(43~44頁)。</p> <p>【2点目】80頁の自発的活動支援事業について。「実施」としか書いていませんが、いくつかの団体を支援できたか、第7期ではその数を増やすかなど、もう少し具体的な計画の記載があるとよいと思いました。</p> <p>【3点目】80頁の相談支援事業 障がい当事者やその家族等からの相談とありますが、「家族」とひとくくりにせず、保護者、祖父母、きょうだいなど対象を明確にしたほうがよいと思いました。</p> <p>【4点目】37頁の相談窓口の充実について。ヤングケアラーのための相談窓口を設けたものの当事者にリーチできないという悩みを他の自治体の方から聞いたことがあります。「支援が行き届かない人の発見に努めた」具体的な内容とその結果が、記載されているとよいと思いました。</p>	<p>【3点目】 地域生活支援事業の③相談支援事業(a) 障害者相談支援事業においては、対象者を幅広く設定していることから、「障がい当事者やその家族等からの相談に応じ、必要な支援を行います」と記載しております。</p> <p>【4点目】 施策1(1)「相談窓口の充実」に記載している「支援を必要としながら、支援が行き届かない人の発見に努め、必要な支援につなげる」ことの具体的な内容と結果については、3-1「これまでの取組状況(計画の振り返り)」施策1「相談支援の充実」の2文目において、「ひきこもり」など生きづらさを抱えている方や、子どもや若者が家族のケアを担う「ヤングケアラー」など様々な課題を抱える方に対し、市民や関係団体の周知、講演会の開催、相談窓口の周知等を通じ、支援の充実に取り組みました」と記載しております。</p>

No	ご意見 の 分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
24	5-1 箇の 基本方針に 基づく成果 目標	P60 ほか	<p>長い間障害福祉サービスを利用してきた障害者の家族として、そして何より、現に利用するサービスの検証・改善に問題があって苦悩する障害者当事者とその家族、その方たちを身近に知る市民として意見を述べます。</p> <p>○ サービス利用者は利用するサービスに意見、要望、まして「苦情」をいうことはとても難しい。素案の基礎資料としてサービス利用者や事業所のアンケート調査が載っていますが、苦情や苦情解決に関わる項目はありません。しかし、「より良いサービスを利用したい(利用者)」、「ニーズに合ったより良いサービスを提供したい(事業者)」を実現していくしくみは、利用者が声をあげやすいサービス利用環境が整い、事業者、市がきっちりその声を拾い上げる姿勢としくみを基盤にしているとしたいと思います。</p> <p>日々提供されている数十数百の個別サービス提供現場から、小さな声や声にならない声も含めて、施策に反映すべき情報が日々発信されているのに違いありません。しかし、「自事業所では苦情解決のしくみの利用(苦情の受付)はこれまで聞いていませんとする事業所もあります。情報の受信のしくみに問題があるのではないのでしょうか。そして、障害者の家族は「いつもお世話になっております」が口癖です。障害当事者・家族と事業者・サービス提供従事者とは、圧倒的な情報格差があります。苦情は容易に密室化されます。</p> <p>60頁には相談支援体制の充実・強化等として「地域自立支援協議会の活性化」が挙げられていますが、各事業所の苦情対応の実態把握やそれを良い支援につなぐ取り組みをして下さい。各事業所の苦情解決の取り組みを利用者、事業者、広く市民に公表してください。</p> <p>○ 「自立支援協議会の議事の根拠は個別支援会議の要点記録として出てきた課題です」これは6年近く前の厚労省関与「自立支援協議会の運営マニュアル(2008年3月)の単の一文です。「個別支援会議(サービス等利用計画に基づく支援会議等も含め)の要点記録として出てきた課題を書式を統一して積み上げて置き、定例会でテーマとして取り上げられる形に整えておくこと」がなければ、サービス提供現場の声は協議会に届けられません。市の施策として取り組まれるなど、およそ望みよう</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、障がいのある方が地域において安心して自立した生活を送るためには、身近に相談できる環境づくりや、個々のニーズに応じた適切なサービス提供を行う相談支援体制の充実が重要と捉えております。</p> <p>そうした体制の構築に向けては、障がい当事者、福祉関係者など様々な方々と連携・情報共有の上、取組を進めることが重要です。</p> <p>今後、地域自立支援協議会、事業所等連絡会をはじめ、様々な場面で関係する方々と意見交換を行いながら、「成果目標6」①基幹相談支援センターの設置検討、②地域自立支援協議会の活性化を図るための実施体制の検討等を通じ、より良い実施体制の構築に向け検討を進めてまいります。</p>

No	分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
			<p>もありません。</p> <p>素案では協議会の「個別事例の検討」も挙げられていますが、個別支援会議のニーズ・課題を定例会、専門部会、全体会、に上げていく組織建てがなされていない、と見える多摩市の協議会の組織と運営の現状では、たとえ、多くの視点からのニーズ把握や資源の提供・開発が必要な困難事例であっても、各事業所や各担当支援員個人が事例を抱え込まざるを得ないように見えます。ここでも密室化です。</p> <p>「支援者の支援」は、機関相談支援センターの機能の1つのはずです。第6期計画では基幹相談支援センターの設置は見込まず「機能として実施」としてきました。実態はわかりません。第7期は国の設置努力義務化に押されてか「設置検討」を目標値にしています。しかし、2023年3月現在で、都62市町村中34と半数以上の市町村が既に設置済みです。基幹相談支援センターの設置と自立支援協議会の活性化は、サービス提供現場の声を施策につないで、「より良いサービスを利用したい（利用者）」、「ニーズに合ったより良いサービスを提供したい（事業者）」の希望を「利用者、事業者、市民に開かれたプロセスを通して実現していくしくみ」で実現していく、そのための重要課題だと思えます。計画の実施に期待します。</p>	
25	5-2 各サービスの 見込み量・ 見込み量の 確保のため の方策	P67-69	<p>③ 就労選択支援④ 就労移行支援⑤ 就労継続支援（就労継続支援A型）⑥ 就労定着支援について。多摩市には就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所は無い。一方都内でこれらの事業所（特に就労移行支援事業所）は大幅に増えており、障害者雇用や一般雇用へ支援、定着支援等で成果を上げている。個人的には多摩市と他の市区町村との障害者雇用支援に対する支援の質と量の両面で温度差を感じている。多摩市は就労移行支援事業所、A型事業所がないことについてどう考えどのよう分析しているのか。施設が市内に存在しないのに、実績や数値目標だけを計画に記載するやり方はいかがなものか。事業所そのものをもっと増やすような数値目標を計画にもりこんでどうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。市内の就労移行支援・就労定着支援、就労継続支援A型事業所がないことについては課題であると受け止めています。サービス見込量については、市外事業所の利用者があることから、実績に基づいて見込量の設定をしております。いただいたご意見を踏まえ、本計画P68「就労移行支援」「就労継続支援A型」、P69「就労定着支援」について「多様な就労ニーズに応えられるよう、指定権者である東京都と連携の上、事業所へ設置の働きかけを行ってまいります。」を追加します。</p>
26	5-2 各サービスの の	P78	<p>障がい児相談支援について 障がい児相談支援の障がい児支援利用計画作成実績見込みが9事業所に対して利用者数10件で推移というのはあきらかに少ない。76ページの放課後デイサービス利用実績数を比較すれば一目瞭然で市では障がい児支援計画</p>	<p>ご意見ありがとうございます。計画策定に係る事業所アンケートにおいても、「障がい児相談支援事業所や相談支援員が少なく、セルフプランの利用が多くなっている」という声が寄せられており、市としても課題として認識しています。</p>

No	分類 がんごい 分類	ページ数 ぺーじすう (原案)	ご意見 ごいけん (原文ママ)	市の考え方 しのかんが かた
	見込み量・ 見込み量の 確保のため の方策		<p>のそのほとんどがセルフプランで推移している実態がある。もちろん本人や家族がセルフプランを希望すれば問題はないが、この数字の高さは本人や保護者が必ずしもセルフプラン希望していることを示しているわけではない。私も子供が知的障害を持っている。子供の将来を考え、今年からセルフプランを止め相談支援事業所による障がい児福祉計画作成に切り替えることにした。ところが市内の障がい児相談支援事業所に片っ端から問い合わせたが、「月に2件しか受けていない。今からだと数か月先になる」「自分の事業所（放課後デイサービス）の利用者に限っている」「困っていないのに連絡をしないでほしい」と、相談や計画を依頼することそのものが困難な状況で、結局セルフプランで対応せざるを得なかった。必要としている人が必要な時に相談支援を利用できなければ制度の意味がない。この問題は過去の障がい児福祉計画でも指摘され続けてきたが課題は放置され状況は全く改善されていない。抜本的な改善をするべきで、計画には具体的な対策と数値目標を設定すべき。</p>	<p>そうした中、利用者数の見込み量について、これまでの実績に基づき、微増を見込んでおりますが、今後、セルフプランの利用が多数を占める中、相談支援を必要とする障がい児に対応できるよう事業実施の拡大に向け、地域自立支援協議会や自立支援協議会等での協議を通じ、事業所の皆様とともに取組を進めてまいります。</p>
27	5-2 各サービスの 見込み量・ 見込み量の 確保のため の方策	P83	<p>P82⑥意思疎通支援事業について。数値として派遣人数があげられているが、実際には1つの依頼に対して複数人が派遣される場合もあるし、1人のみのこともあるだろう。この表では依頼件数がわからない。延べ人数より依頼件数の方が、計画を立てるには重要ではないか。講演会等で主催者が環境整備として情報保障をつけることは増えていると思う。それはいいこと。しかし、この事業の利用登録をした個人から依頼は増えているのか。その増減が重要。また、増えているとしたらそれに対応できているのか。減っているなら、どんな対策をとっているのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 計画に記載の人数は、「派遣した支援者の人数」ではなく、「派遣を依頼した実利用人数・実利用団体数」であるため、この指標で増減を把握できると考えております。このため、その旨がわかるように指標を修正しました。 利用登録をした個人からの依頼については、手話通訳者については増加しておりますが、要約筆記者は令和3年度から依頼が減少している状況です。利用登録をしている方には、要約筆記者の派遣について説明を行い、必要に応じて依頼をいただいているため、ニーズへの対応はできていると認識しております。 聴覚障害により身体障害者手帳を申請された方に対して、要約筆記者派遣の周知を行うなど、引き続き、当制度の必要な方へ周知が行き届くよう努めてまいります。</p>
28	5-2 各サービスの 見込み量・ 見込み量の	P83	<p>P83⑥意思疎通支援事業。今後の見込みについて。手話通訳者と要約筆記者の利用が横ばいだから、という根拠でよいのか。必要な人がこの事業を十分に利用できるように、市が何をすべきか考えてほしい。特に要約筆記者派遣については、第4期障害基本計画では、P31の【第3期計画の見込・実績】で「要約筆記者派遣は、計画を大きく下回り」と記載され、さらに【第4期計画における見込み量】では「まだ利用希望者が少ない</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 要約筆記者派遣の個人利用については、令和3年度から依頼が減少しておりますが、利用登録をしている方には、要約筆記者の派遣について説明を行い、必要に応じて依頼をいただいているため、ニーズへの対応はできていると認識しております。 中途失聴・難聴者の要約筆記者派遣の利用登録については、当制度の要件が身体</p>

No	分類	ページ数 (原案)	ご意見 (原文ママ)	市の考え方
	確保のための の方策		要約筆記は中途失聴者や難聴者の利用が中心となるため、対象者への周知に今後も務めていきます」とある。第5期、第6期の計画でこのような記載が消えたのは、周知が徹底し課題が解決したと考えているからか。確かに、派遣人数だけでみれば数は増えているかに思える。しかし、個人利用が増えたのかどうか。そもそも、何人の中途失聴・難聴者が要約筆記者派遣の利用登録をしているのか。登録者が少ないのか、登録していても利用する人が少ないのか。分析して対応を検討してもらいたい。	障害者手帳を所持している方としており、障害の理由についての把握は出来ておりません。ご意見いただいた、障害の理由についての分析などについて、今後、当事業を推進していく中での参考とさせていただきます。
29	5-2 各サービス の見込み 量・見込み 量の確保の ための方策	P83	P83⑥意思疎通支援事業。聴覚障害は、身体障害者手帳取得のハードルが高い。高齢で聞こえが悪くなり、日常生活に支障がでて、福祉の支援につながらない。手帳が取得できなければ、意思疎通支援事業を利用できないのが現状。しかし、高齢難聴であっても、要約筆記者派遣を利用して積極的な社会参加や地域活動ができれば、市の目指す健幸都市の実現にもつながる。国連障害者権利条約にもあるように、「障害」を手帳の有無で区切るのはやめ、意思疎通支援事業利用の門戸を開いてほしい。	ご意見ありがとうございます。意思疎通支援事業の対象者要件について、現状では身体障害者手帳を所持者としていますが、他市の実施状況を踏まえ、対象者要件について検討を進めてまいります。
30	資料編	P95	R5までの計画には課長級委員のリストが入っている。今回も割愛しないで載せてほしい。次回からは図書館長も委員に含めてほしい。	ご意見ありがとうございます。 計画策定に係る市内の策定委員会の構成委員については、資料編5 (P95)「多摩市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱」第3条に記載しております。 委員の選定に係るご意見については、今後の参考とさせていただきます。